



# 熊本県公報

第 1 2 5 7 8 号  
平成 28 年 12 月 9 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… ( // ) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 8
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 8
- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 8
- 都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 9
- 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業の廃止…………… (障がい者支援課) 9
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( // ) 10
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 10

**公 告**

- 屋外広告物講習会の開催…………… (都市計画課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 11
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 11
- 基本測量の実施…………… (監理課) 11
- 公共測量の実施…………… ( // ) 12
- 熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更… (農業技術課) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 12

**登 載 依 頼**

- 公示送達…………… (収用委員会) 13
- 公示による通知…………… ( // ) 14
- 裁決手続開始決定の更正決定…………… ( // ) 14

## 告 示

### 熊本県告示第 1 0 4 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 28 年 12 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 12 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	畑中山鹿線	山鹿市山鹿字嶋の本 6 5 7 番 1 地先から 同所 6 5 6 番 2 地先まで	前	17.5 ～ 21.2	10.2	廃道処分
			後	17.3 ～ 17.5		

#### 2 区域を変更する期日 平成 28 年 12 月 9 日

### 熊本県告示第 1 0 4 3 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 28 年 12 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字大砂 659番地先から 同所 659番地先まで	38.7	防交 (舗装新 設)

2 供用を開始する期日 平成28年12月12日

熊本県告示第1044号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白水-2	五木村甲字白水	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1045号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平沢津-1	五木村甲字平沢津	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
平沢津-2	五木村甲字平沢津	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
平沢津-3	五木村甲字平沢津	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
平沢津-4	五木村甲字平沢津	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
平沢津-5	五木村甲字平沢津	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
椎葉-1	五木村甲字椎葉	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
椎葉-2	五木村甲字椎葉	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
椎葉-3	五木村甲字椎葉	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
椎葉-4	五木村甲字椎葉	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

椎葉-5	五木村甲字椎葉	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
椎葉-6	五木村甲字椎葉	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
山口-1	五木村乙字山口	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
山口-2	五木村乙字山口	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
山口-3	五木村乙字山口	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山口-4	五木村乙字山口	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中村A	五木村乙字中村	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
中村B	五木村乙字中村	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
小鶴A	五木村丙字小鶴	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
小鶴B	五木村乙字小鶴	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
白岩戸-1	五木村乙字白井戸	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
白岩戸-2	五木村乙字白井戸	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
白岩戸-3	五木村乙字白井戸	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
白岩戸-4	五木村乙字白井戸	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上荒地-1	五木村甲字上荒地	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
上荒地-2	五木村甲字上荒地	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
上荒地-3	五木村甲字上荒地	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
八重	五木村甲字八重	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下荒地B	五木村甲字下荒地	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
松尾野	五木村甲字松尾野	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下平野-1	五木村甲字下平野	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
下平野-2	五木村甲字下平野	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
下平野-3	五木村甲字下平野	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
北西谷	五木村甲字北西谷	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西谷-1	五木村甲字西谷	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
西谷-2	五木村甲字西谷	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

宮園-1	五木村甲字宮園	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
宮園-2	五木村甲字宮園	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
宮園-3	五木村甲字宮園	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
宮園-4	五木村甲字宮園	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
宮園-5	五木村甲字宮園	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
宮園-6	五木村甲字宮園	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
宮園-7	五木村甲字宮園	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
内容 A-1	五木村乙字内容	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
内容 A-2	五木村乙字内容	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
内容 A-3	五木村乙字内容	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
内容 A-4	五木村乙字内容	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
内容 B-1	五木村乙字内容	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
内容 B-2	五木村乙字内容	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
内容 B-3	五木村乙字内容	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
内容 B-4	五木村乙字内容	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
小椎葉-1	五木村丙字小椎葉	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
小椎葉-2	五木村丙字小椎葉	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
平瀬-1	五木村丙字平瀬	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
平瀬-2	五木村丙字平瀬	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
平瀬-3	五木村丙字平瀬	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
栗鶴-1	五木村甲字栗鶴	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
栗鶴-2	五木村甲字栗鶴	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
栗鶴-3	五木村甲字栗鶴	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
鶴-1	五木村甲字鶴	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
鶴-2	五木村甲字鶴	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
白水-1	五木村甲字白水	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり

白水-3	五木村甲字白水	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
白水-4	五木村甲字白水	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
竹の川 (2)	五木村甲字竹の川	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
竹の川	五木村甲字竹の川	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
三浦-1	五木村甲字三浦	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
三浦-2	五木村甲字三浦	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
三浦A	五木村甲字三浦	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
九折瀬	五木村甲字九折瀬	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
入鴨	五木村甲字入鴨	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり
折立-1	五木村甲字折立	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
折立-2	五木村甲字折立	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり
頭地-1	五木村甲字頭地	別図 7 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 3 のとおり
頭地-2	五木村甲字頭地	別図 7 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 4 のとおり
頭地-3	五木村甲字頭地	別図 7 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 5 のとおり
頭地-4	五木村甲字頭地	別図 7 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 6 のとおり
頭地-5	五木村甲字頭地	別図 7 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 7 のとおり
頭地-6	五木村甲字頭地	別図 7 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 8 のとおり
頭地-7	五木村甲字頭地	別図 7 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 9 のとおり
頭地-8	五木村甲字頭地	別図 8 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 0 のとおり
頭地-9	五木村甲字頭地	別図 8 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 1 のとおり
頭地-10	五木村甲字頭地	別図 8 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 2 のとおり
高野-1	五木村乙字高野	別図 8 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 3 のとおり
高野-2	五木村乙字高野	別図 8 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 4 のとおり
高野-3	五木村乙字高野	別図 8 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 5 のとおり
下谷-1	五木村甲字下谷	別図 8 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 6 のとおり
下谷-2	五木村甲字下谷	別図 8 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 7 のとおり

下谷－3	五木村甲字下谷	別図 8 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 8 のとおり
小原－1	五木村甲字小原	別図 8 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 9 のとおり
小原－2	五木村甲字小原	別図 9 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 0 のとおり
小原－3	五木村甲字小原	別図 9 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 1 のとおり
梶原－1	五木村甲字梶原	別図 9 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 2 のとおり
梶原－2	五木村甲字梶原	別図 9 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 3 のとおり
梶原－3	五木村甲字梶原	別図 9 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 4 のとおり
山口A	五木村乙字山口	別図 9 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 5 のとおり
山口B－1	五木村乙字山口	別図 9 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 6 のとおり
山口B－2	五木村乙字山口	別図 9 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 7 のとおり
山口C	五木村乙字山口	別図 9 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 8 のとおり
山口D	五木村乙字山口	別図 9 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 9 のとおり
山口E	五木村乙字山口	別図 1 0 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 0 のとおり
出る羽A－1	五木村丙字出羽	別図 1 0 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 1 のとおり
出る羽A－2	五木村丙字出羽	別図 1 0 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 2 のとおり
中村C	五木村乙字中村	別図 1 0 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 3 のとおり
中村D	五木村乙字中村	別図 1 0 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 4 のとおり
中村F	五木村乙字中村	別図 1 0 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 5 のとおり
小鶴E	五木村丙字小鶴	別図 1 0 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 6 のとおり
小鶴C	五木村乙字小鶴	別図 1 0 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 7 のとおり
小鶴D	五木村乙字小鶴	別図 1 0 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 8 のとおり
小鶴E (小鶴F)	五木村乙字小鶴	別図 1 0 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 9 のとおり
白岩戸A－1	五木村乙字白岩戸	別図 1 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 0 のとおり
白岩戸A－2	五木村乙字白岩戸	別図 1 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 1 のとおり
飯干A	五木村乙字飯干	別図 1 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 2 のとおり
飯干B	五木村乙字飯干	別図 1 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 3 のとおり

飯干 C	五木村乙字飯干	別図 1 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 4 のとおり
鶯山 - 1	五木村乙字鶯	別図 1 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 5 のとおり
鶯山 - 2	五木村乙字鶯	別図 1 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 6 のとおり
下荒地 B	五木村甲字下荒地	別図 1 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 7 のとおり
下荒地 A - 1	五木村甲字下荒地	別図 1 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 8 のとおり
下荒地 A - 2	五木村甲字下荒地	別図 1 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 9 のとおり
平野 - 1	五木村甲字平野	別図 1 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 0 のとおり
平野 - 2	五木村甲字平野	別図 1 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 1 のとおり
平野 B - 1	五木村甲字平野	別図 1 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 2 のとおり
平野 B - 2	五木村甲字平野	別図 1 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 3 のとおり
平野 B - 3	五木村甲字平野	別図 1 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 4 のとおり
平野 A	五木村甲字平野	別図 1 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 5 のとおり
坂下	五木村乙字坂下	別図 1 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 6 のとおり
椿	五木村丙字椿	別図 1 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 7 のとおり
小椎葉 A	五木村丙字小椎葉	別図 1 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 8 のとおり
大藪 A	五木村乙字大藪	別図 1 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 9 のとおり
大藪 B - 1	五木村乙字大藪	別図 1 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 0 のとおり
大藪 B - 2	五木村乙字大藪	別図 1 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 1 のとおり
平瀬 A	五木村乙字平瀬	別図 1 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 2 のとおり
平瀬 B	五木村丙字平瀬	別図 1 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 3 のとおり
辰迫 - 1	五木村乙字辰迫	別図 1 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 4 のとおり
辰迫 - 2	五木村乙字辰迫	別図 1 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 5 のとおり
辰迫 - 3	五木村乙字辰迫	別図 1 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 6 のとおり
辰迫 - 4	五木村乙字辰迫	別図 1 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 7 のとおり
白水 A	五木村甲字白水	別図 1 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 8 のとおり
神屋敷	五木村甲字神屋敷	別図 1 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 9 のとおり

掛橋	五木村乙字掛橋	別図 1 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 0 のとおり
掛迫	五木村乙字掛迫	別図 1 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 1 のとおり
屋敷	五木村甲字屋敷	別図 1 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 2 のとおり
入鴨 A-1	五木村甲字入鴨	別図 1 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 3 のとおり
入鴨 A-2	五木村甲字入鴨	別図 1 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 4 のとおり
三浦 B-1	五木村甲字三浦	別図 1 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 5 のとおり
三浦 B-2	五木村甲字三浦	別図 1 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 6 のとおり
三浦 C	五木村甲字三浦	別図 1 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 7 のとおり
三浦 D	五木村甲字三浦	別図 1 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 8 のとおり
三浦 E	五木村甲字三浦	別図 1 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 9 のとおり
三方谷	五木村甲字三方谷	別図 1 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 0 のとおり

(別図 1 から別図 1 5 0 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 0 4 6 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
NPO 法人わがまま	わがままデイサービス	菊池郡菊陽町久保田 1 7 0 5 番地	平成 2 8 年 1 2 月 1 日	通所介護

**熊本県告示第 1 0 4 7 号**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する

平成 2 8 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンコーライフサポート	地域密着型通所介護 秋桜	合志市須屋字榎ノ本 2 5 0 - 1	平成 2 8 年 1 2 月 1 日	介護予防通所介護

**熊本県告示第 1 0 4 8 号**

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により公示する。



平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	えび流し網漁業	天草有明海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	天草有明海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海

2 申請期間

平成28年12月9日から平成28年12月15日まで

熊本県告示第1049号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項及び第4項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市及び西日本高速道路株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業1・4・4号北熊本スマートインターチェンジ上り線、1・4・5号北熊本スマートインターチェンジ下り線、3・5・92号植木北熊本スマートインターチェンジ線、7・7・19号北熊本スマートインターチェンジ側道1号線、7・7・20号北熊本スマートインターチェンジ側道2号線、7・7・21号北熊本スマートインターチェンジ側道3号線、7・7・22号北熊本スマートインターチェンジ側道4号線、7・7・23号北熊本スマートインターチェンジ側道5号線及び7・7・24号北熊本スマートインターチェンジ側道6号線
- 3 事業施行期間 平成28年12月9日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市北区改寄町、植木町広住、植木町小野、植木町石川及び合志市野々島地内  
使用の部分 熊本県熊本市北区改寄町及び植木町小野地内

熊本県告示第1050号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
つなぐ事業所 熊本県八代郡氷川町野津 4603	一般社団法人九州福祉会 熊本県八代郡氷川町野津 4603 代表理事 増田 利明	就労移行支援	平成29年 1月1日
すみれヘルパーステーション	医療法人 再生会 熊本県宇土市松山町19 01	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成28年 12月31 日

64-5	理事長 荒木 邦生		
------	-----------	--	--

熊本県告示第1051号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
きらめき 宇土市走潟91番の1	一般社団法人未来の種 宇土市松山町4132番地 榑田 りか	平成28年12月1日	4352300067	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町大字岩野字天神原 1646番1地先から 同所 1673番地先まで	26.7	活力基盤 (改築)

2 供用を開始する期日 平成28年12月12日

公 告

熊本県公告第742号

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第22条の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時 平成29年1月27日（金） 午前10時から午後4時まで
- 2 場所 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁 新館2階201会議室
- 3 講習科目
  - (1) 広告物に関する法令
  - (2) 広告物の表示方法
  - (3) 広告物の施工
- 4 受講手続
  - (1) 申込書等の配布  
 受講申込書等の用紙は、平成28年12月9日（金）から平成29年1月13日（金）までの期間、熊本県土木部道路都市局都市計画課、各広域本部（地域振興局）土木部維持管理（調整）課及び熊本市都市建設局開発景観課で配布する。  
 なお、熊本県ホームページの「屋外広告物講習会について」のページでも入手することができる。
  - (2) 申込先 熊本県土木部道路都市局都市計画課
  - (3) 定 員 40名

(4) 受付期間  
平成28年12月9日(金)から平成29年1月13日(金)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出書類  
ア 受講申込書に必要事項を記入すること。  
イ 写真(縦3センチメートル、横2.5センチメートル)1枚を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。  
ウ 2,200円の熊本県収入証紙を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。

5 問合せ先  
熊本県土木部道路都市局都市計画課景観管理班  
(電話096-333-2522)

**熊本県公告第743号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市幾久富字城戸内1121番1  
1,524.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市豊岡2000番地190  
社会福祉法人慈敬会

**熊本県公告第744号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字榎ノ本250番1  
2,652.87平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
福岡県福岡市中央区今川一丁目1番1号  
株式会社三好不動産

**熊本県公告第745号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営和水東部地区(山下工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営和水東部地区(山下工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年12月12日から平成29年1月16日まで
- 3 縦覧場所  
和水町役場

**熊本県公告第746号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成28年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量(オルソ作成)	平成28年12月9日から 平成29年3月31日まで	熊本市、菊池市、合志市、 宇土市、宇城市、阿蘇市、 氷川町、美里町、甲佐町、 御船町、益城町、嘉島町、

	菊陽町、大津町、山都町、高森町、南阿蘇村、産山村、西原村
--	------------------------------

熊本県公告第747号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（県営坂梨・古城地区確定測量）	平成28年11月11日から 平成29年3月17日まで	阿蘇市一の宮町坂梨地内、 阿蘇市一の宮町三野地内

熊本県公告第748号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第4項の規定により熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したので、同条第5項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針は、熊本県農林水産部生産経営局農業技術課並びに熊本県県央広域本部熊本農政事務所農業普及・振興課及び各熊本県広域本部地域振興局農林部農業普及・振興課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第749号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
中村 正光	熊本市北区龍田	熊本市東区平山町2569番ほか6筆
神田 政光	熊本市東区戸島本町	熊本市東区戸島七丁目1657番ほか5筆
有限会社グリーンファーム	熊本市東区戸島本町	熊本市東区戸島町578番ほか1筆
野口 光弘	熊本市東区戸島	熊本市東区戸島町1422番1ほか1筆
野田 幸智	熊本市東区戸島本町	熊本市東区戸島町1294番ほか2筆
富永 良喜	熊本市東区戸島	熊本市東区戸島町532番
中村 大輔	熊本市西区上代	熊本市西区上高橋二丁目308番2ほか9筆
宮本 拓麻	熊本市西区河内町野出	熊本市西区河内町野出字長迫1150番ほか2筆
東 智幸	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町河内字田代2455番3ほか7筆
牛丸 清史郎	熊本市南区南高江	熊本市南区川口町字溝越2051番5ほか3筆
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字木下28番
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字鱒田421番ほか41筆

2 認可年月日

平成28年12月2日

登載依頼

熊本県収用委員会公告第17号

公 示 送 達

熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字蔵迫1785番の土地登記記録表題部所有者

- (1) 伊藤弘綱 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (2) 齊藤実隆 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (3) 前坂勘八 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (4) 大園源平 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (5) 原田熊太 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (6) 原田嘉平 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (7) 原田末吉 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (8) 大園如市 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (9) 深水長胤 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (10) 齊藤忠光 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (11) 前坂熊太郎 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (12) 原田源太 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (13) 上原政次 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (14) 原田伊吉 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (15) 大園佐吉 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (16) 大園真津 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (17) 伊藤信治 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (18) 前坂吉太郎 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (19) 古鉄兼八 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (20) 原田次作 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (21) 上原福太郎 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (22) 上原寅太 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (23) 大園総七 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明
- (24) 上原末太 (持分24分の1)  
住所、居所、その他送達すべき場所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当委員会事務局(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成28年11月30日付け熊取第80号の2の書類(熊取28第1号、第2号案件(岩城案件)の裁決書)

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成28年12月20日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年12月9日

熊本県収用委員会会長 斉藤 修

**熊本県収用委員会公告第18号**

公 示 に よ る 通 知

熊本県山鹿市小原字下津留2517番7の土地登記名義人（亡）高森重男の相続人（亡）田上シゲ子相続財産（持分2分の1）の相続財産管理人  
氏名、住所、居所、その他送達すべき場所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成28年11月30日付け熊収第81号の2の書面（熊収28第7号、第8号案件（小原I案件）に係る第1回審理開催通知）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成28年12月20日をもって書面の通知が  
あったものとみなされます。

平成28年12月9日

熊本県収用委員会会長 斉藤 修

**熊本県収用委員会公告第19号**

平成28年10月7日付け熊本県収用委員会公告第11号において公告した土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定による裁決手続開始決定について、土地所有者の氏名及び住所を更正決定したので、次のとおり公告する。

平成28年12月9日

熊本県収用委員会会長 斉藤 修

## 1 更正決定の内容

「4 土地所有者の氏名及び住所」のうち

「土地の所在：熊本県熊本市北区龍田七丁目217番2

土地所有者不明

ただし、登記名義人（亡）阪田カツイの法定相続人

阪田幸一（持分3分の1）

熊本県熊本市北区龍田七丁目17番5号

阪田ヨシ子（持分3分の1）

熊本県熊本市北区龍田八丁目15番112号

村上久美子（持分6分の1）

熊本県熊本市東区长嶺東三丁目3番55号

阪田理津子（持分6分の1）

熊本県熊本市東区长嶺南六丁目21番12号

ジュネス壱番館106号

又は、上記のいずれか若しくは全員（持分不明）」を、

「土地の所在：熊本県熊本市北区龍田七丁目217番2

阪田幸一 熊本県熊本市北区龍田七丁目17番5号」に改める。

## 2 理由

熊本県熊本市北区龍田七丁目217番2について、裁決手続開始決定を行った日には、既に土地所有者が阪田幸一氏に変更されていたため。

## 3 更正決定を行った年月日

平成28年11月25日